

## 指名停止一覧(平成28年度)

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
1	富士通株式会社	平成28年8月3日から 平成28年10月2日まで (2箇月)	東京電力ホールディングス株式会社が競争見積等の方法により発注する特定電力通信用機器(以下「通信用機器」という)について、通信用機器の製造販売業(富士通株式会社、日本電気株式会社、外1社)が納入価格の低落防止を図るため、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたため。	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 ロ
2	日本電気株式会社	平成28年8月3日から 平成28年9月2日まで (1箇月)	東京電力ホールディングス株式会社が競争見積等の方法により発注する特定電力通信用機器(以下「通信用機器」という)について、通信用機器の製造販売業(富士通株式会社、日本電気株式会社、外1社)が納入価格の低落防止を図るため、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたため。	その他の信用失つてい行為 別表第2 第15号
3	さくら商事株式会社	平成28年8月25日から 平成29年3月24日まで (7箇月)	平成28年4月1日付で契約締結したが、相手方の申出により7月1日付で契約解除となったため	契約違反 別表第1 第8号
4	株式会社EST corporation(エストコーポレーション)	平成28年9月16日から 平成28年12月15日まで (3箇月)	受注者の責に帰すべき事由により履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。 「区事業子宮・乳がん検診用宛名外の印字及び封入封緘・発送委託(単価契約)」【28世契委公第246号】	契約違反 別表第1 第8号
5	常盤工業株式会社	平成28年9月23日から 平成29年1月22日まで (4箇月)	平成28年9月6日付で公正取引委員会が、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 ハ
6	奥村組土木興業株式会社 鹿島道路株式会社 世紀東急工業株式会社 大有建設株式会社 地崎道路株式会社 福田道路株式会社	平成28年9月23日から 平成28年11月22日まで (2箇月)	平成28年9月6日付で公正取引委員会が、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 ハ
7	日本道路株式会社 鹿島道路株式会社 大林道路株式会社 世紀東急工業株式会社 東亜道路工業株式会社 株式会社NIPPO	平成28年10月4日から 平成29年1月3日まで (3箇月)	平成28年9月21日付で公正取引委員会が、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 ハ
8	前田道路株式会社 大成ロテック株式会社	平成28年10月4日から 平成29年4月3日まで (6箇月)	平成28年9月21日付で公正取引委員会が、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 ハ

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
9	日本電気株式会社	平成29年2月21日から 平成29年4月20日まで (2箇月)	特定消防救急デジタル防災無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、当該機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為として、平成29年2月2日付で公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 □
10	沖電気工業株式会社 日本無線株式会社 株式会社日立国際電気	平成29年2月21日から 平成29年5月20日まで (3箇月)	同上	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 □
11	株式会社富士通ゼネラル	平成29年2月21日から 平成29年8月20日まで (6箇月)	同上	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 □
12	日本電気株式会社	平成29年2月27日から 平成29年3月26日まで (1箇月)	中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置について、受注金額の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、当該装置の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為として、平成29年2月15日付で公正取引委員会より違反事業者として認定され、また、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 ハ
13	富士通株式会社	平成29年2月27日から 平成29年3月26日まで (1箇月)	中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置について、受注金額の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、当該装置の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為として、平成29年2月15日付で公正取引委員会より違反事業者として認定された。(排除措置命令等はなし)	その他の信用失つ行為 別表第2 第15号
14	株式会社ユニバサル設計 東京本部	平成29年3月14日から 平成29年5月13日まで (2箇月)	受注者の責に帰すべき事由により履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。 「世田谷区立上祖師谷中学校内部大規模改修工事に伴う実施設計業務委託」【28世教測公第4号】	契約違反 別表第1 第8号
15	株式会社警都	平成29年3月16日から 平成29年9月15日まで (6箇月)	平成29年2月28日に実施された入札において落札したが、入札価格に誤りがあると申し出があり、契約を辞退したため。 (世田谷区指名停止基準、別表第2第14号に該当)	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号
16	環境衛生消毒株式会社	平成29年3月31日から 平成29年9月30日まで (6箇月)	平成29年3月14日付落札案件について、落札後辞退したため	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号